公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２８号
新潟県村上市黒田997番地１
債務者　板垣　里美
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　良二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月４日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第４１３９号
大阪府摂津市浜町６番19号
債務者　増田富美子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　　笑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３１１号
大阪市東住吉区鷹合１丁目３番10号　ピジョン雅303号、前住所滋賀県大津市大将軍１丁目２番１―101号
債務者　肉のアサイこと　淺井　敏朗
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３１３号
大阪市東住吉区湯里２丁目６番３号
債務者　岡本　啓次
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植村　淳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８６５号
茨城県水戸市元吉田町879番地の４グランドソレーユ103号、住民票上の住所福岡市東区馬出１丁目19番25号
債務者　東輝住建・秦建装・ハタ建装こと　秦　康晴
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８８４号
福岡市中央区今泉２丁目５番24号
債務者　藤岡　忠彦
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　用澤　義則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３７４号
福岡県みやま市瀬高町高柳257番地１ＳＵＮウィルモアＣ棟107号
債務者　黒木　敏則
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北古賀康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５４４号
仙台市泉区南光台１丁目６番14号　パティオス南光台201、従前の住所仙台市泉区南光台南１丁目14番30号
債務者　藤原　寛子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島みどり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７１３号
広島市東区戸坂数甲２丁目９番６号
債務者　佐藤　幹雄
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７１号
京都市山科区勧修寺福岡町331番地
債務者　藤原　善一
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　治一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
京都市山科区勧修寺福岡町331番地
債務者　藤原　保美
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　治一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６２９号
神戸市北区北五葉３丁目８番26―404号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番１―1008号
債務者　舞姫こと　日髙　玉美
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５３号
福岡市西区壱岐団地19番104号
債務者　蜂須賀憲朗
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後４時45分
5　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４９７号
鹿児島県熊毛郡屋久島町麦生134番地３　106
債務者　山本　誠児
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　英友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４２２２号
大阪市城東区鴫野西４丁目18番13―403号
債務者　内村　公惠
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　千代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２５９号
大阪府箕面市西小路４丁目９番14号
債務者　ことぶきやこと　宮本　　隆
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部